

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 根 岸 幸 司

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 羽生外野栗橋線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>羽生市東三丁目三三番五地先から 羽生市大字稲子字塚原二七番地先 まで</p>		区 間
<p>一六・〇〇〃 三二・九〇</p>	<p>七・六〇〃 三一・四〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一二五・九〇</p>		延 長 (メートル)
<p>交差点整備</p>		備 考